

【居宅訪問型保育事業とは】

保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者（※）による保育を行う事業←柏市内の該当事業者なし

（※）家庭的保育者：必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村町が認めるもの

【国子育て会議での意見】

現行の対象児童の範囲に加えて、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な家庭や、DV・モラルハラスメントがあるなどさまざまな理由で個別的支援を必要とする家庭を加えてはどうか。

【改正前の国基準(対象児童※)】 ※⑤を除き柏市も同様

原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児であって、次のいずれかに該当すると市町村長が認めたもの

- ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合
- ②保育所の閉鎖等により、保育所等による保育を利用できなくなった場合
- ③入所勧奨等を行ってもなお保育の利用が困難であり、市町村による入所措置の対象となる場合
- ④ひとり親家庭の保護者が夜間・深夜の勤務に従事する場合等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し必要な場合

←現行の取扱いでも可能

- ⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難である場合

【国対応】

保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型の実施については、改正前の国基準においても可能であるが、居宅訪問型事業者はそのような乳幼児に対する保育の提供を行うことができる旨、国基準に改めて位置づけた。←国の最低基準である従うべき基準の改正に併せて柏市の条例も改正する。